

地方創生の推進に関する提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 地方創生の推進に当たり、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、実効性のある取組を早急に実施すること。
- (2) 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。
また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。
- (3) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (4) 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。
- (5) 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
- (6) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。
特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。

2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

(2) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。

(3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

なお、「ニッポン一億総活躍プラン」にも盛り込まれている、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策については、確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

(4) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(5) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(6) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることとは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること。

(7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険制度における子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。

(8) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(9) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及

び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (10) 離職防止や復職支援等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。
- (11) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- (12) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。
- (13) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

- (14) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
- (15) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (16) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

3. 東京圏一極集中の是正

- (1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
- (2) 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。
また、移転に伴う負担を地方に求めないこと。
- (3) 若者の地方就職や「生涯活躍のまち」構想など地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報の充実、地方移住を目的とした住宅の売却に係る税制特例措置の拡充、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J I ターンを促進すること。
- (4) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、

税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。

- (5) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の創設と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資する奨学金制度とすること。

- (6) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を拡充するなど、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

- (7) 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。
- (8) 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
- (9) 離島・半島における地域振興及び定住の促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。
- (10) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
- (11) 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。
- (12) 参議院選挙制度について速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築すること。

4. 地域経済活性化

- (1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。

- (2) 中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の対象要件の拡大など金融支援制度を充実すること。
- (3) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組については、必要な支援策を講じること。
- (4) 技術継承や後継者育成等の課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等に対する創業促進に資する支援策を拡充すること。

- (5) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
- (6) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。
- (7) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を構築すること。

- (8) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。
- (9) 中山間地域や「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。
- (10) 耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組に係る財政措置を充実すること。
- (11) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策及び捕獲鳥獣の利活用に係る取組を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

- (12) 乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

特に、肉用牛肥育経営安定対策及び養豚経営安定対策事業については早期に法

制化し、安定的な制度運営を行うこと。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

(13) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

(14) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

(15) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。

(16) コンパクトシティの形成など、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、都市自治体の施策に対し、積極的に支援すること。

(17) 地域運営組織が自主的に地域の課題解決のための様々な活動に取り組むことができるよう、法人制度のあり方を検討すること。

また、過疎が進む地域の実態を踏まえ、認可地縁団体の構成員要件を見直すこと。

さらに、地縁組織や地域運営組織等の活動拠点となるコミュニティ施設の整備等に係る財政措置を講じること。

(18) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(19) 訪日外国人旅行者が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした受入環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

(20) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化を推進するため、系統制約を解消するなど支援を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

(21) 太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設整備に当たっては、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

5. 安心安全な暮らし

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システム

の中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成について、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備及び地域の医療情報連携ネットワークシステムの充実のための安定的な財政措置を講じること。

- (3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (5) 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

- (6) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

- (7) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置等を講じること。

- (8) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

- (9) 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。
- (10) 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。
- (11) 地域住民の安全確保等の観点から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家等の有効活用に資する施策を積極的に支援すること。
- また、土地や家屋の所有者を明確にするため、引き続き対策を検討すること。
- (12) 管理放棄された空き地について、所有者等の特定や適正管理の指導等が実施できるよう法整備を図ること。
- (13) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (14) 地域公共交通の活性化に向けて、地域のバス路線及びコミュニティバス等が安定的に維持できるよう地域公共交通確保維持改善事業等の対象要件を緩和するなどの財政措置を講じるとともに、必要な支援策を講じること。
- (15) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (16) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。
- (17) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の支援制度を拡充するとともに、地域鉄道の運行費及び維持管理費に必要な支援措置を講じること。
- (18) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図るため、スクールバスや高齢者・子ども等を対象とした福祉事業における貸切バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

6. 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等

- (1) 気運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への財政措置を含めた支援を行うこと。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組を制

度化し、財政措置を含めた支援を行うこと。

- (2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。
- (3) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。
- (4) ホストタウン登録を希望する都市自治体に対し、事前キャンプ地の誘致が難しい場合でも交流事業が行えるよう、来日する選手等との交流について情報提供等の支援を行うこと。
- (5) 大会の開催効果を波及させるため、公立スポーツ・文化施設の整備について、財政支援の拡充を図ること。
- (6) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。

7. 地方創生を実現する財源確保

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の拡充を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 合併特例債については、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。
7. 国の出先機関改革については、地域の実情に精通している都市自治体と十分協議を行うこと。また、事務権限を移譲する場合は、税財源と一体的に移譲するとともに、人員の移管について都市自治体と十分協議すること。
8. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。
なお、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに中核市の指定要件を満たした市が円滑に中核市へ移行できるよう、十分な財政措置を講じること。
9. 都市自治体が随意契約を締結できる限度額については、社会経済情勢の変化を踏まえ、引き上げを行うこと。
10. 定住自立圏の要件に該当しない市町村や定住自立圏及び連携中枢都市圏における広域行政施策の取組について、十分な財政措置を講じること。
また、定住自立圏及び連携中枢都市圏の対象要件を緩和すること。
11. 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するなど、制度の改正を図ること。
12. 改正行政不服審査法81条に基づく第三者機関の設置について財政措置を講じること。
また、同法に基づく業務の円滑な運営のための研修に関する支援を行うこと。
13. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定するものであるが、地域手当については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の支給基準を踏まえた支給割合と

している。しかし、国の基準は、各地域の実情が必ずしも踏まえられていないため、地域手当のあり方について、地域の一体性も考慮した支給率となるよう、見直しを行うとともに、10年ごととされている見直し期間の短縮を図ること。

また、地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として利用するなどにより、国による一方的な地方公務員給与削減要請を行わないこと。

14. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

15. 少子高齢化等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、有識者等で構成する第三者機関における検討を踏まえ、更なる国会議員の定数削減を行うこと。

16. 国の遊休施設を都市自治体が無償で利用できるようにすること。

社会保障・税番号制度における地方自治体支援等に関する提言

社会保障・税番号制度について、円滑な運用ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。

また、情報連携及びセキュリティ対策について、技術的支援の拡充や、対策に係る経費について継続的かつ十分な財政措置を講じること。

2. 番号制度の導入や情報連携を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、詐欺被害防止のための十分な情報提供も含め、国民への周知徹底等を図ること。

特に、番号制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

また、個人番号カードの普及促進のための必要な措置を講じること。

3. 番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大や個人情報保護のあり方について検討を行うこと。

4. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取り扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

情報化施策の推進等に関する提言

すべての国民がＩＣＴを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送を安定的に視聴できるよう、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備については、通信事業者への譲渡を進められるよう要件の緩和を図ること。
2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対し財政措置を講じるとともに、電柱共架料の負担軽減措置を講じること。
3. 都市自治体が運営するケーブルテレビ局の経営の安定を図るため、支援措置等を講じること。
また、ケーブルテレビ施設でのＨＦＣ方式からＦＴＴＨ方式への更新に対し財政措置を講じること。
4. 個人番号制度の導入に伴い重要性が増大している自治体情報セキュリティの強化について財政措置を拡充すること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、拉致被害者の情報収集及び全員の一刻も早い帰国の実現に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致の可能性が排除できない特定失踪者について、全容解明に向けて調査を徹底すること。

2. 駐留軍等の再編等に係る交付金制度における交付期間の延長、及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に対する支援制度の充実を図ること。

3. 米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害等が解消されるよう必要な措置を講じること。

また、騒音被害等が解消されるまでの間についても、騒音測定器の客観的数値による騒音の状況などを踏まえ、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

さらに、オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重すること。

4. 街路灯等のLED化推進に対する支援制度について、自治会等が維持管理する街路灯等も対象とするなど、制度の充実を図るとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みを更に推進すること。

5. 市民生活の安全・安心の確保と暴力団などが敢行する事件の早期検挙等のため、警察による防犯カメラの整備を進めるとともに、街頭防犯カメラを設置する自治体に対し継続的な財政措置を講じること。

6. 自殺対策事業については、自殺者数の減少に向け、長期的かつ積極的に取り組む必要があることから、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国・地方を挙げた総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を進めること。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるよう、合併市町村特有の財政需要をかんがみ、適切な財政措置を講じること。
2. 合併特例債について
 - (1) 合併特例債については、充当範囲の拡大を図るとともに、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。
 - (2) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を確保するなど、適切な措置を講じること。

過疎対策等の推進に関する提言

過疎地域の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
2. 過疎地域の企業誘致と雇用拡大を図るため、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置について適用期間を延長すること。
また、事業用設備等に係る特別償却について適用期間を延長するとともに、対象業種に「農林水産物等販売業」を追加すること。あわせて、地方税の減収補填措置の拡充を図ること。
3. 過疎地域の認定要件について、平成27年国勢調査の結果を踏まえた追加を行うなど、必要な見直しを行うこと。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住民票の写しや戸籍謄本等の交付事実を本人に通知する制度とすることや、本人を含めたすべての請求における請求事由の明示、職務上の疎明資料等の添付の義務付け、不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護の更なる充実を図ること。
2. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について財政措置を講じること。
3. 住民基本台帳システムについて希望する市区が汎用的に利用することができるソフトウェアの整備・普及を図ること。

定住外国人施策の充実に関する提言

外国人住民が地域社会と共生できるよう、日本語、文化、ルール等を学習する制度を構築するとともに、都市自治体が実施している事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、外国人労働者を雇用する企業に対して、日本語や日本の生活習慣、納税制度等に関する周知及び指導を行うよう必要な措置を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、様々な差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. 保護司会の活動が円滑に行われるよう、活動分担費に対する財政措置の拡充を図ること。
4. 受刑出所者等の社会復帰に向けた更生施設や就労支援などの更生保護諸施策の充実を図ること。

北方領土の早期返還、竹島に関する 啓発活動等の推進に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する啓発活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する啓発活動等の推進について

竹島問題に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を設置すること。

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、調査完了地区における再調査など、国庫補助負担制度を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。
また、地籍調査における境界確認の効率化を図るための方策について、検討すること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。
3. 基幹統計調査については、調査業務を国直轄調査の方法へ拡大・移行するとともに、統計調査の民間委託を推進することにより、都市自治体の負担軽減を図ること。
4. 所有者が不明である不動産や相続放棄財産については、調査のために膨大な時間と労力を要することから、当該業務を円滑に進めるため、その処分等に当たって必要となる手続の制度化など必要な措置を講じること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村合併に伴い、市内において衆議院小選挙区が分割されている状況があることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。
2. 参議院選挙制度について速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築すること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のための適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ③ 地方消費税の地方への配分に当たっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものにする。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の努力への配慮

消費税率10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進める場合には、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図って

いる都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、実効性のある措置とすること。

4. 社会保障に係る安定財源の確保

- (1) 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。今般、平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引上げが2年半先送りされたところであるが、基礎自治体においては、既に子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。
- (2) 消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分のすべてが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

5. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長や対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

6. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

7. 車体課税の見直しに当たっての対応

自動車取得税及び自動車重量税のエコカー減税並びに軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長に当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

さらに、今後、仮に自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

8. 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすること。

9. 都市税財源の充実強化

（1）個人住民税

- ① 個人住民税は、都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するための基幹税目であることから、その充実強化を図るとともに、新たな政策的控除の導入は行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと。

- ② 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討に当たっては、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、検討すること。

（2）法人住民税

- ① 法人の活動と都市行政との関わり大きさ、都市税源としての重要性等の観点から、法人住民税が都市自治体において重要な役割を有することを踏まえ、国・地方間の税源配分の是正により、都市税源の充実を図ること。

また、法人住民税均等割については、長期にわたり見直しがなされていない現状や制限税率の適用状況を踏まえ、その税率を見直すこと。

- ② 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直

しを行うこと。

(3) 固定資産税

- ① 商業地等に係る負担調整の据置措置や、住宅用地に係る課税標準の特例など、多岐にわたる特例的な措置については、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から見直すこと。
- ② 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ③ 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから、「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。
- ④ 地方税法第 408 条の規定による固定資産の実地調査については、市町村の評価事務上の期間的な制約等を考慮し、当該調査を補完するため、土地及び家屋においては、その用途等に異動が生じた場合、その所有者に申告させることができる旨の規定を設けること。

(4) 地方のたばこ税

たばこ税の税率引上げを検討する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、国と地方の配分割合 1 : 1 の堅持を前提とすること。

(5) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、引き続き制度の維持を図ること。

(6) 入湯税

入湯税は、環境衛生施設や消防防災施設等の整備、観光振興等の行政需要に対応するために不可欠な財源であることから、その充実を図ること。

(7) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税については、空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する貴重な財源となっており、平成29年3月末までの暫定措置の期限後の対応に当たっては、市町村に減収が生じることのないよう、所要額を確保すること。

(8) 基地交付金・調整交付金及び国有資産等所在市町村交付金

① 基地交付金・調整交付金

基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するも

のであることから、一般行政施策と同列視することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。

② 国有資産等所在市町村交付金

ア 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

イ 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

(9) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(10) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

事務配分の特例により、都道府県の事務・権限が大都市等に移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

10. ふるさと納税制度等の運用の見直し

(1) ふるさと納税に係る所得税（国税）の控除については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税（地方税）から控除するのではなく国税で対応する等の改善を図ること。

(2) 企業版ふるさと納税については、全国の自治体が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和や手続きの簡素化を行うとともに、三大都市圏に所在する不交付団体も対象とすること。

11. 課税・徴収体制等の改善

(1) 中間納付制度による還付加算金の利率の見直し

法人住民税の中間納付制度による還付加算金について、都市自治体の財政に過度な負担とならないよう、社会経済情勢を反映した利率に見直すこと。

(2) 年金保険者からの特別徴収対象者情報等の通知期日の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

(3) 租税債権者による自動車の所有権代位移転登録の実現

滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

12. 電子納税の推進

特別徴収義務者等による各自治体への納付について、複数の自治体への一括納付が可能となるよう、電子納税の仕組みの構築に向け、必要な制度上・財政上の措置を講じること。

13. 電磁的方法による確実なデータ提供等

(1) 国税連携ネットワークシステム等による情報の提供

市税の賦課決定に当たり、市が所得情報を効率的に捕捉できるよう、国税連携ネットワークシステム等により、必要な情報（生命保険契約・損害保険契約等に係る年金等、商業登記簿情報等、また、確定申告書様式の第二表の情報については数値データ化したもの）を電磁的方法により提供すること。

また、国税連携ネットワークシステムによる所得税の確定申告情報のうち、期限内申告分の提供については、年度末までの完了を図ること。

(2) 税務情報の仕様等の創設、変更に伴う都市自治体の意見の十分な反映等

国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。

また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。

14. 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。
また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。
2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
3. 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等新たな市町村の姿を的確に反映すること。
4. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を講じること。
5. 特別交付税の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3. 人口減少社会を踏まえた公共施設の集約化や転用による有効活用をスムーズに進めることができるよう、国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 公共施設等の除却に係る地方債の特例措置について、必要な地方債資金を確保するとともに、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。
5. 平成28年度で終了となる緊急防災・減災事業債について、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長するとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

特に、義務教育職員給与など地方財政法第10条の国庫負担金については、国が義務的に支出しなければならない経費であることから、PDCAサイクルという名の下に一方的な削減は行わないこと。また、国庫支出金に対し、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映するようなことは行わないこと。

2. いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。

3. 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。

4. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。

5. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることをないようにすること。

地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

2. 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の拡充を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行う調整交付金については、その本来の機能が損なわれないようにすること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

- (2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成について、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

また、地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

- (2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

- ① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、移行後も引き続き財政措置を講じること。

特に、認知症施策の総合的な実行に向けた財政支援の充実を図ること。

なお、実施時期については、都市自治体が基盤整備の実情に応じて判断できるように見直すこと。

- ② 地域支援事業交付金について、都市自治体の予算執行上での制限を緩和するなど、地域の実情に応じた事業展開が可能となるように見直すこと。
- (3) 居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、人員体制等も含め、都市自治体の事務負担の増大を伴うことを考慮し、財政措置を含め十分な支援を講じること。
- (4) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、都市自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

4. 次期制度改正について

- (1) 次期制度改正に当たっては、将来を見据えて保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討するとともに、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 軽度者に対する生活援助サービス等に係る給付の見直しや地域支援事業への移行の検討については、都市自治体の負担等を十分考慮し、慎重に行うこと。
- (3) 福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の見直しについては、介護が必要な高齢者の生活に支障が生じることのないよう、慎重に検討すること。
- (4) 次期制度改正に当たっては、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

また、都市自治体の事務負担の軽減に配慮するとともに、必要な財政措置を講じること。

5. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (2) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。
- (4) 介護保険サービス事業所の指定・許可に当たっては、都市自治体と事前に協議する仕組みとすること。

6. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の算定基礎について、特別控除等の適用対象とし、他制度との整合を図ること。

また、特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。

7. 要介護認定について

認定審査会が更新認定を行うに当たって、当該要介護認定者の心身の状態に変化が見込まれない場合、更なる認定有効期間の延長を行えるよう制度改正を行うこと。

8. 介護報酬等について

次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価・地域区分とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

9. 大規模自然災害の被災者に対する支援について

大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、介護保険における一部負担金等の免除措置について財政措置を講じること。

10. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じること。

11. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、第1号被保険者の保険料で充当する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設に入所した者について、適用除外施設入所前の自治体の被保険者となるよう住所地特例の取扱いを見直すこと。
また、地域密着型特定施設についても住所地特例の適用対象とすること。
- (3) 住宅改修費の助成について、地域の特性に応じた設定とすること。
- (4) 介護療養病床の在り方の検討に当たっては、保険料及び都市自治体の財政負担が増大しないよう配慮するとともに、都市自治体等の意見を十分尊重すること。
- (5) 「生涯活躍のまち」構想の推進に当たっては、移住先の都市自治体において、受入れに向けた環境整備や社会保障費の波及増による財政負担等が想定されることから、関連する諸制度の見直しをはじめ、移住先の都市自治体に対する現状を踏まえた十分な支援措置を講じること。
- (6) 地域医療介護総合確保基金等により整備された介護サービス事業所について、他のサービス事業所に転用する場合は、補助金の返還を不要とすること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円とあわせ、平成29年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費1,700億円の投入を確実に継続して実施すること。

(2) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(3) 新たな制度の詳細について、都市自治体と引き続き十分協議し、その意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

(4) 都道府県が決定した市町村の標準保険料率や納付金額に不服のある場合、市町村の不服申し立てを受ける中立的機関の設置を検討すること。

(5) 新たな制度の施行に際しては、被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう必要な措置を講じること。

(6) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(7) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、システム改修等については、制度が円滑に運用できるよう、十分な準備期間を確保すること。

(8) 新たな制度の施行に際しては、都道府県間の格差が生じることのないよう、市

町村の事務の軽減を図りつつ広域化・効率化を推進すること。

- (9) 新たな制度の施行後における都道府県と市町村の役割分担の在り方の検討に当たっては、財政運営の責任主体となる都道府県が保険者として更なる機能を担うよう、責任の明確化を図ること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること。

- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。

- (4) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別な財政支援を講じること。

- (5) 療養給付費負担金について、交付額が減少することのないよう、算定方法を見直すこと。

- (6) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額との乖離を解消すること。

- (7) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

- (8) 特定健康診査・特定保健指導について

① 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価につい

て、実態に即した見直しを行うこと。

- ② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を速やかに撤廃すること。

- (9) 生活習慣病重症化予防の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (10) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図り、数量シェア目標値の達成に向けて必要な措置を講じるなど、実効ある対策を推進すること。
- (11) 保険医療機関の診療報酬不正請求について、防止する仕組みの強化、指導・監査権を有する機関による告発の取扱いの厳格化及び監査後の不正請求額算定の迅速化を図ること。また、不正請求額の返還請求権の時効期間を法令により定めること。
- (12) 被保険者間の負担の公平を確保するため、実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。
また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容を早期に提示するとともに、システム整備に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 健康診査の充実を図るため、検査項目について、実態に即した見直しを行うこと。
- (4) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

4. 大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、国民健康保険や後期高齢者医療における保険料の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

また、避難生活の長期化等により、医療費が増嵩し、保険料が大幅に減収することから、保険者の負担軽減のための総合的な財政支援措置を講じること。

5. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ

健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。

- (2) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

- (2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

- (3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

- (4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

- (5) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (6) 保育士の確保及び処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

- (7) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。

- (8) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項について精査し、見直しを図ること。

また、当該認定証を任意交付とすることについて、検討すること。

(9) 児童手当について

- ① 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- ② 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
- ③ 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。
- ④ 児童手当の財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

(10) 在宅で子育てを行っている保護者に対する支援措置を講じること。

(11) 「放課後児童健全育成事業」について

- ① 質の改善や量の拡大に対応できるよう、運営や施設の整備・維持管理に係る財政措置の拡充を図ること。
- ② 放課後児童クラブの創設整備等の採択枠を拡大すること。
- ③ 地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める児童数の要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すとともに、障害児受入推進事業等について更なる充実を図ること。
- ④ 所得に応じた利用者負担制度を設けること。
- ⑤ 放課後児童支援員を確保するため、処遇改善を図るとともに、資格取得に必要な研修の受講要件を緩和すること。
- ⑥ 放課後児童支援員等処遇改善等事業の国庫補助額について、算定方法を簡素化・明確化するとともに、拡充すること。

(12) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

2. 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業の拡充を図るなど、一層の財政措置を講じること。

3. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

なお、「ニッポン一億総活躍プラン」にも盛り込まれている、待機児童解消に

向けて緊急的に対応する施策については、確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保して十分な財政措置を速やかに講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
- (4) 認定こども園の施設整備に対する財政支援について、国の所管を一本化すること。
- (5) 保育所等における食物アレルギーや感染症等への対応に向けた都市自治体の取組に対し、財政措置を講じること。
- (6) 「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、育児休業制度をより利用しやすい制度に見直すとともに、育児休業給付金制度の延長及び事業所内保育施設への財政措置の拡充を図ること。

4. 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

5. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。
さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。
- (2) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。
- (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (4) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

6. 児童虐待防止対策について

- (1) 児童家庭相談援助について、地域の実情に応じ、専門職等の人材配置を充実させ、機能の拡大・強化を図ることにより、児童虐待等に適切に対応するため、財政措置の拡充など、必要な措置を講じること。

また、今回の児童福祉法等の一部改正により市町村に支援機能を移行するに当たっては、自治体の規模や実情に応じて適切に対応することができるよう、専門職を含めた人員配置基準を明示するとともに、人員体制の整備に対する十分な財政措置など、必要な支援措置を講じること。

- (2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

7. すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

8. 「平成27年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金のうち事務費分について、交付額と実際の給付事業に要した経費の差額を交付すること。

9. 大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、保育料の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

また、被災自治体が保育所の大規模修繕等を速やかに実施できるよう、保育所等整備交付金の国庫補助率を嵩上げすること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

- (1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

- (2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

- (3) 生活保護費返還金等について、適正な債権管理に必要となる経費について財政措置を講じること。また、生活保護費からの調整を可能とすること。

- (4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

- (5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

- (6) 入学準備金について、実態に即したものとすること。

- (7) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分費等について、財政支援措置を講じること。

- (8) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないよう制度を改めること。

- (9) 介護保険法における住所地特例の対象となった者については、生活保護制度においても従前の住所を所管する自治体がその実施責任を担うようにすること。

- (10) 生活に困窮した外国人に対する生活保護上の行政措置について、対象の拡大を

図るとともに、その費用については全額国庫負担とすること。

2. 生活困窮者自立支援制度等について

- (1) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続するなど、地方の意見を制度に反映させること。

- (2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、補助対象や補助率を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。
- (3) 生活困窮者の自殺予防対策を講じるため、住民税の滞納情報の活用を可能とすること。

3. 生活福祉資金貸付制度の充実・強化を図ること。

4. 民生委員の活動支援等について

- (1) 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、その役割や位置付けを明確にし、処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。

- (2) 民生委員の担い手を円滑に確保できるよう、年齢要件を見直すこと。
- (3) 民生委員の士気高揚を図るため、表彰要件を見直すこと。
- (4) 民生委員の再任時における推薦調書を省略し、事務の簡素化を図ること。

5. 生計困難者が確実に調剤を受けられるよう、無料低額診療事業について見直すこと。

6. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給について、円滑な事務の実施と体制整備のため、十分な財政措置を講じること。

7. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報への取扱いや立入調査の

要件緩和に係るガイドラインを作成するなど、必要な措置を講じること。

8. 認知症高齢者支援に伴う市町村調査権を明確化するための法整備を行うこと。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 障害者総合支援法等一部改正法の施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新たな制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

- (3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の養成・確保や処遇改善に係る財政措置、指定特定相談支援事業所の増設等の体制整備に必要な支援措置を講じるとともに、利用計画案の有無を支給決定要件から除外するなど、環境整備を行うこと。

なお、特定相談支援事業者について、専門的な知見の蓄積と人材の確保を図り、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

- (4) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。
- (5) 放課後等デイサービスについて、給付の適正化を図り、制度が安定的に運用されるよう、利用者負担や指定基準の見直し等を含め、制度の在り方について検討すること。
- (6) 障害福祉サービス事業所の指定・許可に当たっては、都市自治体と事前に協議する仕組みとすること。
- (7) 自立支援医療については、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(8) 大規模自然災害の被災地における被災者の命と健康を守るとともに経済的な負担を軽減するため、障害福祉サービスにおける利用者負担額の免除について、財政支援を講じること。

(9) 人工内耳について、補装具として位置付けるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにする等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、軽度・中等度難聴者の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応するよう見直すこと。

(10) 就労継続支援A型事業について、暫定支給決定期間を設けた場合も特定求職者雇用開発助成金の支給対象とする等の制度の見直しを図ること。

(11) グループホームの整備、社会福祉施設の老朽化対策及びスプリンクラー設備の設置等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、都市自治体の整備計画に対応できるよう、十分な財政措置を講じること。

(12) グループホームの整備について、豪雪地域の実情に応じた高床式構造住宅の転用が行えるよう、建築基準法における耐火建築物の適用基準を緩和すること。

また、既存住宅のグループホームへの転用について、同法における用途基準を明確にすること。

2. 障害者差別解消法の施行に当たり、関係機関が連携して対応する体制や自治体間の情報共有体制を構築すること。

また、合理的配慮、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等について、必要な財政措置を講じること。

3. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

4. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

5. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人

材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。

さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。

6. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。

また、改正障害者雇用促進法に基づく合理的配慮の提供等を促進するため、事業者に対する財政措置を講じること。

7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。

8. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。

9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。

10. 精神障害者相談員制度を法定化すること。

11. 障害者や高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、行政における各種制度の枠組みを超えて障害者と高齢者が共生するグループホーム等の整備と全国展開を図ること。

12. 強度行動障害を伴う障害者に対する支援体制の構築を図るとともに、所要の財政措置を講じること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

さらに、地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

- (2) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。特に、産科医については、増員等の体制整備による負担軽減を図ること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

- (3) 特定診療科の更なる偏在を防ぐため、病院等の開設に当たっては、都市自治体と事前に協議する仕組みとすること。
- (4) 地域医療を担う医師を養成するため、「奨学金制度」等を拡充すること。また、医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けるとともに、医学部における教育の充実を図ること。
- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

特に、看護師養成所の運営費補助等について、医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）において、必要な事業費を確保すること。

- (6) 離職防止や復職支援等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。
- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。
また、魅力ある研修体制へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。
- (8) 新たな専門医の養成に当たり、医師が更に偏在することのないよう、地域において医師を確保できる仕組みを整備すること。
- (9) 医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣するため、実効ある対策を講じること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。
また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置、病院事業債の地方交付税算定単価の実勢価格に応じた見直し、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度の拡充等、十分な措置を講じること。
- (2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
- (3) 都市自治体が行っている公的病院への助成について、十分な財政措置を講じること。
- (4) 第三次救急医療を担う公的病院等については、当該医療圏内の市町村の住民が利用することから、当該病院等へ助成を行う主体及び助成に対する特別交付税措置の対象を都道府県とすること。

3. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

4. がん対策について

- (1) 「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、大腸がん、胃がん及び肺がん検診等、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措

置を講じるなど、がん対策の一層の充実を図ること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

その際、国の計画を明確にしたうえで、速やかな情報提供及び十分な啓発を行うとともに、恒久的な制度とすること。

なお、助成対象者及び補助対象経費を拡充すること。

- (3) 乳がん検診の集団検診について、医師の立会いを必要としない方法に見直すこと。

5. 感染症対策について

- (1) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

- (2) おたふくかぜ、ロタウイルスについて、早期に定期接種として位置付けること。

また、法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

- (3) 任意予防接種に対する十分な財政措置を講じるなど、感染症対策を強化すること。

- (4) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、経済的負担を軽減するとともに、予防接種健康被害の法定補償の対象となるよう、当該再接種を定期接種として位置付けること。

- (5) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、国の責任において、価格抑制のための取組を行うこと。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

- (6) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を講じるとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。
- (7) 今後発生する恐れのある感染症について、発生時における臨時接種の実施基準等、国による適切な初期対応の在り方について明示すること。
- (8) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。

また、結核対策特別促進事業について、前年度に補助対象項目を明確にするとともに、補助申請額全額を確保すること。

- (9) 定期接種化された成人用肺炎球菌ワクチンについて、65歳以上全員を接種対象者とする。
- (10) 子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済支給決定を迅速に行うこと。

また、ワクチン既接種者に対する全国的な健康調査を行うこと。

- 6. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備及び地域の医療情報連携ネットワークシステムの充実のための安定的な財政措置を講じること。

- 7. 地域医療構想における病床の機能分化・再編について、地域医療の低下を生じないよう、市町村等の関係機関と十分協議を行い、その意見等を尊重し、地域の実情に即したものとすること。

また、地域医療構想の実現が図られるよう、病床の機能分化・連携を推進しようとする医療機関の整備に対する財政措置を拡充すること。

- 8. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないよう、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

- 9. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討

し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

さらに、不妊症・不育症で悩む患者がカウンセリング等を受けやすい環境を整備するとともに、相談窓口の周知を図ること。

10. 都市自治体が行う40歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。

11. 骨髄ドナーの休業に対する支援制度を創設すること。

12. 都市自治体における保健師確保のため、大学や保健師養成所等に対し、自治体への就業を促す広報等の働きかけを行うこと。また、人材バンク等の制度創設を図ること。

13. 指定要件を満たした都市自治体が円滑に中核市に移行できるよう、いわゆる「飛び地」等の保健所の所管区域に関する課題を共有し、その解決を図ること。

14. 患者の負担増となる初診に係る選定療養費の見直しを検討すること。また、患者の負担増を伴う制度改正においては、経過措置と十分な周知期間を設けること。

15. 高額な新薬等による治療について、真に必要な者に適切な医療が提供されるとともに、他の法令に基づく都市自治体の医療費負担の増大とならないよう、対象患者の基準や医師・医療機関等の要件を定めた指針を策定すること。

また、対象患者の増加に対応した薬価の見直しにより、都市自治体の医療費負担の軽減を図ること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能で安心できる年金制度の早期構築を図ること。
2. 定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
3. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
4. 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

また、一元化までの間、希望する市町村に年金事務所の出張窓口を設置できるようにすること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道施設の耐震化、老朽化対策等について

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。

特に、老朽管更新事業について、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、簡易水道事業統合計画を策定し、国の承認を受けた簡易水道整備事業については、補助期間を延長すること。

4. 水道事業体の広域化について、支援体制を整備すること。

また、市町村合併で生じた複数浄水場施設の統合に対する財政支援制度を創設するとともに、水道事業運営基盤強化推進事業の採択基準を緩和すること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。

2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るなど、労働環境の整備を推進すること。

4. 地方採用枠を拡大する企業に対する支援の充実を図ること。

5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、設置の恒久化を可能とすること。

6. 地域における労働力不足の解消について一定の効果があることから、外国人技能実習生の実習期間の延長や受入人数枠の拡大等、制度の見直し及び拡充を図ること。

7. 東日本大震災関係について

被災地においては、復興需要に伴い、建設業、運送業、小売・サービス業等に係る労働力不足が顕著になっていることから、多岐にわたる労働分野において就職促進や教育訓練等の対策を強化し、高齢者及び女性の雇用機会の拡充、外国人労働力の導入等に向けた具体的な施策を進めるとともに、それらに対する十分な財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- ① 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。
- ② 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。
- ③ 災害廃棄物用ストックヤード、周辺環境施設、中継施設の整備事業、すべての廃棄物処理施設の整備に係る用地費を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。
- ④ 人口要件の見直しや特例地域の拡大など、交付対象地域人口に関する要件を緩和すること。
- ⑤ 交付率や要件を維持すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、別の敷地に建設する場合も同交付金の交付対象とすること。

2. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬処理費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用や負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。
- (3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大し、再資源化を促進するとともに、再商品化手法を都市自治体が柔軟に選択できる仕組みとすること。

4. 小型家電リサイクル制度について

- (1) 小型家電リサイクル制度に係る費用負担について、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。
- (2) 小型家電リサイクルにおいて、逆有償により都市自治体の財政負担が発生し、増加している実態があるため、事業者負担による自主回収を含め、制度の在り方を検討すること。

5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用の促進を図ること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体との連携強化策を講じること。

6. 廃棄物の焼却により発生する焼却灰等のリサイクル処理費用に対し、十分な財政措置を講じること。

7. ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及促進を図ること。

8. 災害廃棄物の処理に係る費用の全額を国が支援すること。

9. 太陽光発電設備について、将来的に大量廃棄・撤去・運搬・処分等の課題発生が見込まれるため、その適正なリサイクルに係る法整備を行うこと。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策への対応について

- (1) 地球温暖化対策を着実に推進するため、広く国民的議論を得るよう努めるとともに、温室効果ガス排出量の削減の方向性及び国・地方の役割分担について、財源を担保したうえで、具体的に示すこと。
- (2) 都市自治体が地球温暖化対策を着実に実施することができるよう、温室効果ガス排出量の算出に必要なデータの提供について、電気事業者に対する一層の指導を図ること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

- (1) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (2) 都市自治体が行う友好都市等との連携・協力の取組に対し、支援措置を講じること。

3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。

4. アスベストによる健康被害対策について

- (1) 中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。
- (2) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

5. 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。

6. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。

7. 地下水の保全を図るため、揚水規制や水質管理の徹底等に係る制度整備を図るとともに、公共性の高い貴重な資源である点を踏まえ、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
8. 特定外来生物への対策を強化すること。
9. 火葬場の整備等に対し、財政措置を講じること。
10. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。
11. 食中毒のリスクが高い生食用鶏肉の取扱いについて、早急に実効性ある規制を確立すること。
12. 新幹線通過に伴う環境基準値を超過する騒音・振動について、早期に対策を講じるよう事業者等に対し指導すること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設は学習・生活の場であるとともに、災害発生時の避難場所としての役割を果たすことから、耐震化事業を計画的に推進するため、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

なお、耐震化のための改築事業についても、確実に採択されるよう、十分な財源を確保すること。

また、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うとともに、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

また、学校規模適正化に伴う統廃合に当たっては、施設整備等について、財政措置の拡充を図ること。

3. 学習環境の改善のため、空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

また、学校給食施設についても、多くの市町村が更新時期を迎えることから、十分な財政措置を講じること。

さらに、学校給食に係る機器や運送車両等の更新事業に対する財政措置を講じること。

4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、増改築承諾料の徴収を廃止すること。

また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。

5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 社会教育施設における耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、十分な財政措置を講じること。
7. スポーツ施設と他産業との融合施設の整備・運営について、財政措置を講じること。
8. 公立小中学校を地域の核として位置付け、公共施設の複合化を進めるため、関係府省庁を横断した財政措置を講じること。
9. 大規模自然災害の発生時においては、早急に公立学校施設の被災度区分を判定し、復旧の可否を判断する必要があることから、被災度区分判定調査については、国において実施する制度とすること。
10. 激甚災害法による公立社会教育施設災害復旧費補助金及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法の嵩上げ措置の適用要件については、特定地方公共団体に該当する基準を撤廃すること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) すべての小中学校に対して、専任のいじめ対策担当教諭を配置するため、定数上の措置とあわせ、必要な財政措置を講じること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実と、財政措置の拡充を図ること。
さらに、適応指導教室にスクールカウンセラーを配置するとともに、運営に係る財政支援を講じること。
- (3) 日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。
- (5) 大規模校における養護教諭の負担が過大となっていることを踏まえ、各校の実情に応じて養護教諭を複数配置できるよう、配置基準を見直すこと。

- (6) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対する財政措置を講じること。
- また、学校におけるICT環境整備に当たり、機器の整備、無線LAN基盤の構築、校務支援システムの導入及び維持管理に対する十分な財政措置を講じること。
- (7) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置改善を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (8) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (9) 非常勤講師の配置について、財政支援の復活及び拡充を図ること。
- また、免許外教科担任を解消するため、当該教科の免許を有する非常勤講師を配置できるよう、財政措置を講じること。
- (10) 教職員の大量交代期において、学校の教育力を低下させることなく質の高い教育を保障するため、拠点校指導員を増員して初任者研修制度の充実を図ること。
- (11) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (12) 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。
- また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制を確立すること。
- さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。
- 加えて、地方単独事業として配置している補助員等に対する財政措置を講じること。
- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。
- また、児童生徒の障害に応じた就学を促進するため、障害種別による学級編制を積極的に進められるよう、所要の措置を講じること。

(3) 幼稚園において発達障害の症状の早期発見や発達障害の状況に応じた適切な支援を行うため、補助員等の配置等に係る財政措置を講じること。

また、幼稚園に特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育体制を整備すること。

(4) インクルーシブ教育システムの構築に向け、財政支援等の所要の措置を講じること。

(5) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。

4. 子どもの貧困対策等の推進について

(1) すべての子どもの貧困対策を総合的に推進すること。

また、貧困による教育格差の解消等の喫緊の課題に対応するため、教職員の配置について、一層の措置を講じること。

さらに、貧困削減の数値目標及び計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む都市自治体に対する必要な財政措置を講じること。

(2) 幼稚園就園奨励費については、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

また、幼児教育の無償化の実現に当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。

(3) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の創設と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資する奨学金制度とすること。

さらに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援を講じること。

(4) 貧困状態にある子どもの教育機会を保障するため、扶養義務者間以外への教育資金贈与信託・公益信託制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

5. いじめ防止対策推進法等を踏まえた都市自治体の取組を充実させるため、所要の財政措置を講じること。

また、学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の十分な支援策を講じるこ

と。

6. 小中一貫教育の推進について

- (1) 小中一貫教育の取組を推進するため、教職員の定数措置や加配措置を講じるとともに、導入に向けた取組についても、人的措置を含めた支援制度を確立すること。

また、義務教育教諭の養成と免許制度について検討すること。

- (2) 施設一体型義務教育学校の整備を推進するため、地域の実情を踏まえて実施する設備整備や敷地の取得・拡張について、財政措置を講じること。

7. 学校の統廃合に伴うスクールバスの購入・運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。

また、遠距離通学費補助制度における補助期間の延長や通学距離の基準の緩和、普通交付税算定基礎となる定員基準の緩和等、制度の拡充を図ること。

8. 保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担の在り方について検討すること。

9. 放課後子ども教室に係る補助制度については、地域の実情に応じた運営が行えるよう、十分な財政措置を講じること。

10. 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を拡充するなど、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

11. 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。

12. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。
13. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
14. デジタル教科書については、導入を都市自治体及び教育委員会による選択制とすることを前提に必要な法整備を図るとともに、無償提供とすること。
15. 高等学校等就学支援金制度について、支給申請に係る手続きの簡素化を図ること。
16. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置を講じること。
また、ひとり親家庭等を対象に、高校入学時に要する費用等の支援制度を創設すること。
17. 小中学校において、地域社会を支える「ひと」を育てる教育を推進するため、明確な方針を示すこと。
18. 児童生徒の生きる力を育み、確かな学力向上のため、地域人材の参画や保護者への学校教育に対する啓発を促進するとともに、教職員の力量を高めるための研修等の充実を図ること。
19. 震災等大規模災害時における幼稚園の休園や被災者等への支援に伴う幼稚園保育料の減免措置について、被災自治体の減収を補填するための財政支援制度を創設すること。
20. 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う、従来のスポーツ振興のための補助金が削減されることのないよう、財源を確保すること。
21. 文化財の保存等について
 - (1) 国は、文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組を推進するとともに、地

域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。

また、都市自治体が行う文化財保護・保存措置の経費に対する財政措置を講じること。

(2) 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。

また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。

(3) 登録有形文化財の保存・継承を図るため、当該文化財の個人所有者に対して、維持管理等に係る財政支援を講じること。

22. 東日本大震災関係について

(1) 震災によるPTSDを抱える児童・生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

(2) 被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等について

- (1) 気運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への財政措置を含めた支援を行うこと。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組を制度化し、財政措置を含めた支援を行うこと。

- (2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。
- (3) 心のバリアフリーの普及啓発を推進するとともに、地域において障害者がスポーツに参加できる環境づくりを進めるための具体的な支援策を講じること。
- (4) 治安対策について万全を期すること。
- (5) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。
- (6) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。
- (7) ホストタウン登録を希望する都市自治体に対し、事前キャンプ地の誘致が難しい場合でも交流事業が行えるよう、来日する選手等との交流について情報提供等の支援を行うこと。
- (8) I O CとWHOが推進するスモーク・フリー・オリンピックについて、喫煙者・非喫煙者双方に配慮しつつ、適切な対応を図ること。

2. 開催に向けた施設整備等について

- (1) 大会の開催効果を波及させるため、公立スポーツ・文化施設の整備について、財政支援の拡充を図ること。

また、事前キャンプ地の施設整備について、基準を充たした万全のものとするため、財政支援を拡充すること。

- (2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層

推進すること。

- (3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。

なお、競技会場の整備に当たっては、周辺環境や景観等との調和に十分配慮すること。

- (4) 日本の魅力を発信すべきこの絶好の機会に、「歴史的風致」の維持向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく社会資本整備総合交付金等の充実や、観光基盤施設の整備に対する効果的な支援制度の創設等、財政支援を拡充すること。

- (5) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。

また、地域スポーツ施設の改修や機能向上等について、地域の実情を踏まえた十分な財政措置を講じること。

- (6) 感染症対策について、万全を期するため、予防・防止・研究等のための対策を充実すること。

- (7) 外国人観光客に対するホスピタリティの向上に向け、観光案内所等の観光施設整備に対する支援制度の拡充を図ること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう都市計画法等における権限を都市自治体に移譲すること。
また、都市計画施設等の改修・更新については、より広く都市計画税を充当できるよう都市計画運用指針を見直すなど柔軟に対応すること。
2. コンパクトシティの形成など、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、都市自治体の施策に対し、積極的に支援すること。
3. 都市自治体における民間の市街地再開発事業の推進については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じること。
4. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を拡充すること。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ採択基準を緩和するなど財政措置を拡充すること。
6. 管理放棄された空き地について、所有者等の特定や適正管理の指導等が実施できるよう法整備を図ること。
7. 所有者不明等の私道の公道化については、事業推進が可能となるよう対策を検討すること。
8. 地域の活性化及び持続的な発展を図るため、地域の特性に即した取組や広域プロジェクトを推進すること。

9. 大規模盛土造成地の耐震化については、十分な地方財政措置を講じること。

10. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。

また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、都市自治体が良質な建設発生土を確保できるよう適切な措置を講じること。

11. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費に係る財政措置を講じること。

12. 東日本大震災関係

防災集団移転促進事業で取得した移転跡地の利活用を推進するため、適切な財政措置を講じること。

公共事業に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。
さらに、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。
特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置等を講じること。
4. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。
5. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ、農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を充実すること。
6. 宅地に買戻特約を設定登記した土地開発公社等が解散した際、抹消登記の清算結了に多大な時間を要することから、諸手続きが円滑に進むよう対策を検討すること。
7. 大規模自然災害の被災地における公共施設等の災害復旧については、十分な財政措置を講じるとともに、原型復旧に止まらず、将来の災害に備えた防災・減災対策を講じること。

都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園等の整備を促進するとともに、都市公園・緑地等事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、社会資本整備総合交付金における公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件を緩和すること。

2. 緑地等保全のための支援制度の充実

- (1) 都市自治体による緑地等の用地取得及び保全に係る財政措置を充実すること。
- (2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地・生産緑地等に対する相続税納税猶予制度など、土地所有者の負担軽減制度を見直すこと。

治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 河川等における治水事業の推進

(1) 都市自治体が管理する河川の改修、河川管理施設の整備及び内水による浸水被害対策等に係る支援制度の拡充など財政措置を充実すること。

(2) 大規模水害及び局地的な大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化すること。

また、河川等の抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設等の整備や未整備区間の整備を促進すること。

さらに、河川管理施設等の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進するとともに、流下能力の向上等に必要な河川改修や内水対策など予防的な治水対策を講じること。

(3) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進するため、事業者に対する支援を拡充すること。

2. 河川等の水質改善及び自然環境の保全・再生に係る事業を推進すること。

また、水辺環境を有効利用した交流拠点の整備等を促進するため、支援を拡充すること。

3. 気象観測体制を強化するため、局地的な豪雨をより正確に予測・観測できるシステムの整備を促進すること。

4. 土砂災害対策の推進

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の早期完了及び都市自治体の実施する避難所等の防災体制の整備に必要な支援を講じること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

5. ダム整備等に関する支援

- (1) 建設計画のあるダムの早期着工を図るとともに、ダム周辺地域の地域振興策について、必要な支援策を講じること。

また、国の政策転換などによってダム事業が中止となる場合は、代替となる地域振興策や治水・渇水対策事業の実施など適切に対応すること。

- (2) 特定多目的ダムの整備に係る利水者負担金を軽減するとともに、完成後に要する維持管理費及び国有資産等所在市町村交付金の納付金が、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合に過剰な負担増とならないよう必要な措置を講じること。

6. 火山噴火緊急減災対策砂防計画を早期に策定するとともに、必要な防災施設の整備を推進すること。

7. 都道府県の収入となっている流水占用料等については、河川流域の都市自治体が置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業を計画的に普及拡大するとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置を講じること。

また、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に定める未整備地区の施設整備期間については、柔軟に対応すること。

2. 下水道事業経営の健全化を図るため、所要の地方債資金を確保すること。

また、高資本費対策としての公営企業繰出金に係る地方財政措置を拡充すること。

なお、資本費平準化債の見直しに伴う経過措置については、平成29年度においても継続すること。

3. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業に係る財政措置を講じること。

4. 一部地権者の同意が得られない私道への公共下水道の敷設については、事業推進が可能となるよう対策を検討すること。

また、末端管渠整備に係る財政措置を講じること。

5. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設整備に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。

道路整備財源の確保等に関する提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう地方の意見を踏まえ、必要な財源を確保すること。

さらに、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 道路ネットワーク構築のための財源確保等

- (1) ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

なお、高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化及び付加車線設置を推進すること。

- (2) スマートインターチェンジの整備を促進すること。
- (3) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域道路等の整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

4. 災害発生時における道路管理者の道路啓開について、統一的なガイドラインを提示するなど実効性のある対策を講じること。

5. 道路の防災性の向上及び安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化及び踏切道等における歩行者安全対策を推進すること。

6. 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じ

るとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

7. 都市部及び都市部周辺の主要幹線道路等における渋滞の解消に資する対策を講じること。

8. 狭あい道路整備等促進事業については、事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

9. 東日本大震災関係

被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策について、安定的な財政措置を講じるとともに、除雪対策を一層推進すること。

また、除雪費に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除排雪に対する支援策を講じること。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震改修の上乗せ補助の代替措置を講じること。

2. 地域住民の安全確保等の観点から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家等の有効活用に資する施策を積極的に支援すること。

また、土地や家屋の所有者を明確にするため、引き続き対策を検討すること。

運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新幹線の早期開業等

- (1) 整備新幹線については、建設財源を安定的に確保し、早期に全線開業するとともに、利便性の向上を図ること。
- (2) 整備新幹線の開業効果を高めるため、沿線の自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。
また、二次交通の充実等に資する適切な支援措置を講じること。
- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持及び利便性向上に資する適切な財政措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

2. リニア中央新幹線の早期開業のため、関係機関等に働きかけるとともに、中間駅の周辺整備等を円滑に推進できるよう財政措置を拡充すること。

3. 地域における幹線鉄道は、地域住民の生活路線であるとともに、観光振興や地域の経済活動の基盤であることから、引き続き、その重要な役割を担うことができるよう十分な支援措置を講じること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備等に必要な財政措置を講じること。

5. 自転車交通に関する法整備等

- (1) 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。
また、自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。

(2) 自転車事故による被害者があまねく救済を受けられる制度の構築を検討すること。

6. 地方空港を活用した地域振興策を推進するため、地方空港における就航便を確保するとともに、国際便の受入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進すること。

7. 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。

8. 放置船等の対策強化

(1) 放置船等に係る監視・罰則を強化すること。

(2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や船舶売却時における報告を義務付けるなど制度を強化すること。

また、変更登録及び抹消登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うとともに、登録内容については、都市自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(3) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

9. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設の災害復旧対策を推進するとともに、復旧後の鉄道経営の安定化に向け、十分な財政措置を講じること。

10. 東日本大震災関係

鉄道の早期復旧が図られるよう鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。

2. 地域鉄道の維持・運営等に必要な支援

- (1) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の支援制度を拡充するとともに、地域鉄道の運行費及び維持管理費に必要な支援措置を講じること。
- (2) LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に係る支援を拡充すること。

3. 地域公共交通の活性化に向けて、地域のバス路線及びコミュニティバス等が安定的に維持できるよう地域公共交通確保維持改善事業等の対象要件を緩和するなどの財政措置を講じるとともに、必要な支援策を講じること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図るため、スクールバスや高齢者・子ども等を対象とした福祉事業における貸切バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

6. 東日本大震災関係

地域公共交通確保維持改善事業における被災地特例については、引き続き、継続するとともに、対象要件を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
また、津波及び波浪の観測体制を強化すること。
3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、インフラのストック効果を継続して発揮するため、戦略的な維持管理・更新に係る措置を講じること。
4. 養浜事業等の海岸侵食対策事業を推進するため、必要な予算を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置及び技術的支援を講じること。
5. 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能強化のため、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上、港湾運営会社に対する支援等による競争力強化を推進すること。
また、国際フィーダー輸送を担う地方港湾の機能を強化すること。
6. 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
7. 大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理することができるよう海面処分場を計画的に整備すること。
8. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。

9. 都市自治体における漂流・漂着・海底ごみ対策に係る財政措置を充実すること。

また、諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。

10. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

11. 東日本大震災関係

湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等については、必要な財政措置を講じたうえで早期復旧・復興を実現すること。

観光振興に関する提言

地域の観光産業を振興するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
2. 訪日外国人旅行者が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした受入環境整備を推進すること。
また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
3. 民泊サービスについては、懸念される治安、衛生、近隣トラブル等の課題に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう必要な対策を推進すること。
4. 大規模自然災害の被災地における観光振興のため、風評被害対策をはじめ幅広い支援措置を講じること。

農業に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. WTO農業交渉など多国間貿易交渉においては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。

(2) 米政策の見直しに当たっては、生産現場に混乱を招くことのないよう具体的な施策を早急に示すこと。

また、現行制度の存続を求める意見があることを踏まえ、制度見直しには慎重に対処し、農業者が営農意欲を失うことなく持続的に農業経営に取り組めるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備など万全の支援措置を講じること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、生産者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。

(4) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持するとともに、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を早期に導入すること。

3. 担い手対策等の推進

(1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を構築すること。

なお、農業者年金で青色申告している認定農業者等と家族経営協定を締結し、経営に参画している後継者の配偶者を保険料補助の対象とすること。

(2) 農業用機械や施設の導入、整備、更新及び長寿命化に係る財政措置の充実を図ること。

(3) 農地中間管理事業については、農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。

また、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

4. 農業農村整備事業等の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、その際、中山間地域には十分配慮すること。

(2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策について、一層の財政措置を講じること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

6. 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 中山間地域や「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。

また、世界農業遺産に認証されている地域への財政措置を充実すること。

(3) 耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組に係る財政措置を充実すること。

(4) バイオマス利活用の推進・普及に係る財政措置を充実すること。

7. 都市自治体が主体となった農業・農村の持続的発展と地域の実情に応じた土地利用を実現するため、引き続き、農地制度改革に取り組むこと。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲及び処分効

率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策及び捕獲鳥獣の利活用に係る取組を充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

- (2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減など捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

また、鳥獣被害防止活動上の安全対策を講じること。

9. 農協改革については、法改正の趣旨である「農業所得の向上」を踏まえ、継続協議とされている案件についても十分な議論のもとに検討すること。

10. 食の安全・安心確保対策及び食料自給率対策の推進

- (1) 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策を強化すること。
- (2) 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

特に、肉用牛肥育経営安定対策及び養豚経営安定対策事業については早期に法制化し、安定的な制度運営を行うこと。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

- (2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

12. 園芸農業については、収益力強化や経営安定に資する支援を拡充すること。

また、果樹農業については、果樹経営支援対策事業を充実強化すること。

13. 農林漁業用燃油に係る税制特例措置を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

14. 生産農業所得等の統計については、都市自治体における農業施策の立案・検討に資するよう市町村別の統計を調査・公表すること。

15. 大規模自然災害の被災地における農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、十分な財政措置を講じること。

また、被災農業者への経営支援を行うこと。

16. 東日本大震災関係

被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失を行う施設に係る起債償還の免除など必要な財政措置を講じること。

林業に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林施業の集約化を図り、間伐及び路網整備等を計画的に推進するため、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成29年度以降も継続し、必要な財政措置を講じること。

さらに、木材の生産・供給、木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

2. 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

3. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。

4. 病虫害防除対策に係る財政措置を拡充すること。

5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に係る支援など諸施策の充実を図ること。

また、木質バイオマスのエネルギー利用の推進・普及に係る財政措置を充実するとともに、原料となる未利用間伐材等の利用を促進するため、収集・運搬の効率化を推進すること。

6. 林地台帳の整備については、地域によって、地籍調査の進捗や保有している情報、森林GISの整備状況が異なることから、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまねく整備できるよう万全の支援を講じること。

7. 水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採等について、水循環基本計画等に基づき適切な対策を講じること。

8. 大規模自然災害の被災地における倒木被害については、被害木の伐採・搬出及び再造林を実施できるよう森林所有者を支援すること。

水産業に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。
2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。
また、沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際資源管理を図ること。
3. 安全で良質な国産水産物が安定した価格で安定供給されるよう「つくり育てる漁業」への支援を充実強化すること。
また、養殖用配合飼料等の価格変動により経営に大きな影響を受けている漁業者等に対する経営安定化のための対策を継続・強化すること。
4. 高度衛生管理対策及び防災・減災対策を推進するため、水産基盤整備に対する必要な財政措置を講じること。
5. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を強化すること。
6. トド、アザラシ等の海獣による漁網の破損や漁獲物の食害等の漁業被害に対応するため、引き続き、地域の実情に応じた被害防止対策及び支援措置を講じること。
7. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設や共同利用施設などの復旧対策に十分な財政措置を講じるとともに、被災漁業者の経営支援を行うこと。

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

(1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。

(2) 中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の対象要件の拡大など金融支援制度を充実すること。

(3) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組については、必要な支援策を講じること。

(4) 技術継承や後継者育成等の課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等に対する創業促進に資する支援策を拡充すること。

(5) 消費税増税の際には、中小企業・小規模事業者への影響を考慮し、景気対策など適切な支援を講じること。

(6) 英国のEU離脱決定に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備えるため、中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充すること。

3. 離島・半島における地域振興及び定住の促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。

4. 「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法

改正すること。

5. PPP／PFI 事業の実施に係る財政措置を拡充すること。

また、PFI 法に基づき実施される公共施設等の整備に係る税制特例措置を拡充すること。

6. 原子力発電所の長期稼働停止等による地域経済への影響を緩和するため、新たな産業の創出等の必要な施策を講じること。

7. 大規模自然災害の被災地における中小企業・小規模事業者の経営安定と雇用維持のため、被災した施設や設備等の復旧など必要な支援措置を講じること。

8. 東日本大震災関係

グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）については、仮復旧や段階的な復旧事業についても補助対象とするなど、柔軟に活用できる制度とすること。

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長期エネルギー需給見通しにおいて示された電源構成を実現するため、国民への説明責任を果たすとともに、早期に実効性ある施策を講じること。

2. 再生可能エネルギー等の導入促進

(1) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化を推進するため、系統制約を解消するなど支援を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 一般家庭への再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、必要な支援策を講じること。

(3) 太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設整備に当たっては、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

(4) 再生可能エネルギーの導入を促進するため、固定価格買取制度については、地域の実情を勘案し、調達価格と調達期間等の適正な運用に努めること。

(5) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供給施設普及に係る財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。

(6) メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。

3. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体に取り組むエネルギー供給体制の構築に係る財政措置を講じること。

4. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な支援策を講じること。

5. 電源立地地域対策交付金等については、対象施設や地域を拡充するなど弾力的に

活用できるよう制度を改善すること。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

6．亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、危険個所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。

7．東日本大震災関係

復興計画において重点施策として位置付けている再生エネルギーの導入推進のため、送電網の増強策を推進すること。

また、エネルギーの地産地消に取り組む地方公共団体を支援するために必要な支援策を講じること。

地方消費者行政に関する提言

消費者行政を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方消費者行政を強化するため、消費生活相談を担う人材の育成及び消費者被害未然防止の取組等に係る財政措置を拡充すること。
2. 全国消費実態調査の実施に当たっては、都市自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
3. 消費者の食品選択を容易にするため、海苔加工品の原料原産地表示がより明確になるよう制度を見直すこと。